

## 平成29年度 第5回大和市環境審議会 議事録

I. 開催日時 平成30年1月25日(木) 午後1時30分～2時45分

II. 開催場所 大和市役所会議室棟1階 101会議室

III. 出席状況 委員 9人

高橋政勝委員(職務代理)、内山和子委員、小川幸一委員、  
四ノ宮和仁委員、鈴木澄子委員、関水亨委員、松本正重委員、  
三沢勝雄委員、山本やす子委員

事務局：環境農政部長ほか8人(所管課含む)

IV. 傍聴人 2人

V. 公開・非公開の状況

公開 非公開 一部非公開

VI. 審議又は検討の経過及び結果

1 諮問

2 市長あいさつ

3 職務代理あいさつ

4 議題

(1) 大和市環境基本計画の改定に関する答申について

(2) 大和市都市公園条例の一部改正について

5 その他

B. 資料

- ・資料1 大和市環境基本計画(案)概要版
- ・資料2 大和市環境基本計画(案)本編
- ・資料3 環境基本計画改定に係る質疑等一覧
- ・資料4 意見公募結果
- ・資料5 大和市都市公園条例の一部改正について
- ・資料6 大和市都市公園条例新旧対照表(案)
- ・資料7 改正後の大和市都市公園条例(案)

(※ 資料は複数ページに渡るため掲載しておりませんが、市役所環境総務課で閲覧できますので、事前に連絡のうえお越してください。)

C. 審議内容など

- ・大和市環境基本計画の改定に関する意見公募結果として市の考え方を説明後、答申案をまとめた。

- ・大和市都市公園条例の一部改正に係る諮問が審議会に対して行われ、その後、一部改正に係る説明を中心に審議を行い、答申案をまとめた。

## (1) 大和市環境基本計画の改定に関する答申について

委員：答申案の付帯意見の中で「分散型のエネルギーなど」という記載がある。「など」という表現をしているのは、何か別のものが念頭にあるのか。

事務局：再生可能エネルギーを含めるという意味で記載した。

委員：国や県とは表現が違う。誤解を招くのではないか。

事務局：分散型のエネルギー以外のエネルギーのことを表現しているのではなく、これまでの審議会が出た意見を踏まえ、分散型のエネルギーを含め、将来に向けて変化する社会情勢を考慮するということである。

《以上で質疑終了》

《質疑終了後、出席委員全員から、答申案に対し了承いただいた。》

## (2) 大和市都市公園条例の一部改正について

委員：条例改正の背景となっている運動施設の定義は何か。付帯設備もすべて含めるのか。

事務局：公園全体を上からみた投影面積である。観覧席などの付帯設備があれば、その部分も含めた面積となる。

委員：国際基準を満たしている施設やバリアフリー化を必要とするような公園が、市内にはあるのか。

事務局：市内には国際基準に相当する公園はない。また、現時点でバリアフリー化を議論している公園もないが、今後、運動施設を整備する場合は、各自治体が社会状況等の変化に対応し、100分の50を参酌して、運動施設率を条例で定めるよう、都市公園法施行令が改正された。

委員：参酌基準という言葉の使い方が曖昧だが、大和市は100分の50と定めれば、それを超えることはないと解釈してよいか。

事務局：参酌基準というのは、十分参考にしなければならないという意味で使われており、地域の実情に応じて変えてもよいとされているが、大和市は、国の基準を参酌し、従来通りの100分の50とする。

委員：一部改正の背景の中で、「改修等が困難となる事例が生じている」とある。事例があるために条例を改正するのではないのか。

事務局：大和市には事例はないが全国的にそのような事例が生じているということである。

事務局：背景の2番目に記載されている内容だと思うが、「当該基準により」という文言を「改修等が困難」の前にすると理解していただけたと思う。

委員：理解した。

委員：改修が困難という具体例はあるのか。

事務局：具体的な事例は把握できていない。今後、2020東京オリンピック・パラリンピックに向けてバリアフリー化などの整備を進めていく中で、事例が生じる自治体があるかもしれないが、現時点で具体的な事例は把握していない。

委員：市内の公園で運動施設率が一番高いのがつきみ野1号公園の43.1%だが、仮に、50%を超えるような整備をする場合には、その時に考えるということか。

事務局：現時点で100分の50を超える計画はない。しかし、計画の段階で100分の50を超える整備が必要となる場合には、その公園について施設率を設定し、再度の条例改正を実施し対応する考えである。

《以上で質疑終了》

《質疑終了後、出席委員全員から、答申案に対し了承いただいた。》

### (3) その他

委員：ゆとりの森には、市民の寄付により桜の木が植樹されているが、樹名板に書かれている名前が見にくくなっているものがある。

事務局：平成 22 年度から隔年で実施している事業であり、1 本 3 万円と 5 万円の寄付をいただいで植樹している。樹名板の破損については修理を検討している状況である。

委員：渋谷 5 号公園に時計が設置されていない。公園で遊んでいる子どもたちに頻繁に時間を聞かれるが、時計を設置する予定はあるか。

事務局：時計は、設置している公園とそうでない公園があるが、予算の範囲で、順次要望に応じ設置している。

委員：要望のあったところにだけ設置するのではなく、すべての公園に時計を設置すべきだと思う。

事務局：いただいたご意見を参考に、今後整備する場合には、時計の設置についても検討していきたい。

委員：綾瀬スポーツ公園は、シルバー人材センターが請け負っていると聞いた。大和のシルバー人材センターは仕事が少ないということだが。

事務局：綾瀬スポーツ公園のスポーツ施設は指定管理者制度を導入し、園地については、市が管理していると聞いている。市が管理している施設の委託先がシルバー人材センターかもしれないが、委託先については綾瀬市に確認していない。

・質疑終了後、次回の環境審議会の開催予定について説明した。

<閉会>